



■有田町 チャイナ・オン・ザ・パークのラベンダー

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- 事業主の皆様へ 資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします。…………… 2
- 国民年金の加入もれはありませんか？ …………… 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- 協会けんぽで扱っている主な提出書類 …………… 4
- その他お知らせ …………… 5
- 協会けんぽのメールマガジンに登録ください！ …………… 5

●佐賀県社会保険協会

- 平成27年度4月社会保険事務講習会ごあんない …………… 6
- 社会保険委員会(佐賀・武雄)ポウリング大会結果報告 …………… 7
- 「ストレスチェック制度」研修会 …………… 7
- 年金相談窓口開設等のご案内 …………… 8
- 平成27年1月1日 佐賀事務局センターは廃止され福岡広域事務センターとなりました…………… 8

職場内で閲覧しましょう

事業主の
皆様へ

入社・退社される方が多い時期となりました

資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします

資格取得届 実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届け出をお願いします。

●資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「**実際に就労した日**」が資格取得年月日となります。

●基礎年金番号

過去に厚生年金保険や国民年金等に加入していた方は、基礎年金番号が表示された年金手帳や基礎年金番号通知書の番号を記入してください。

基礎年金番号が不明な方は、「**年金手帳再交付申請書**」を資格取得届に添付してください。

●報酬月額

報酬月額には、基本給のほか、通勤手当、家族手当、住宅手当など諸手当を含みます。(食事や住居などの現物支給も加えます。)

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の**被保険者整理番号欄**につきましては、**原則、記入をしない**ようお願いいたします。(コンピュータシステムにより、被保険者番号を自動抽出しているため)

資格喪失届 従業員が退職、死亡などした場合、または、70歳に達したときなどは、5日以内に届け出をお願いします。

●資格喪失年月日

次の事由に**該当した日の翌日**が資格喪失年月日となります。

- ① 退職した日
- ② 死亡した日
- ③ 常用雇用から臨時雇用に切り替わり適用除外となった日
ただし、次の事由のみ、**該当した当日**が資格喪失年月日となります。
- ④ 厚生年金保険については、70歳に達した日(70歳の誕生日の前日)
- ⑤ 健康保険については、後期高齢者医療の被保険者となった日
(75歳の誕生日の当日または65歳以上75歳未満で後期高齢者広域連合の障害認定を受けた日)

※退職、転職、死亡などの年月日を届書の備考欄に記入してください。



●被保険者証(健康保険証)を必ず添付

上記の①～③及び⑤に該当したときは、すべての健康保険証(本人・家族)を添付してください。

紛失等により、健康保険証を添付できない場合は、備考欄にその理由を付記するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付してください。

●退職後の医療保険や年金

退職や適用除外のため、健康保険の資格を喪失すると、次のいずれかの医療保険に加入していただくことになります。

- ・健康保険の任意継続被保険者となる。(退職後20日以内の手続きが必要です。)
- ・国民健康保険の加入者となる。
- ・家族の健康保険などの被扶養者となる。

60歳未満の方で厚生年金保険の資格を喪失した場合は、国民年金の加入手続きが必要です。住民登録をしている市役所・町役場の国民年金担当窓口で届出を行ってください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0121

国民年金の加入もれはありませんか？



- 日本に住所を有する厚生年金保険に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた日本に住所を有する配偶者が60歳未満の場合についても同様です。
- 再就職された場合であっても、退職した日から再就職した日までの間が空いてしまった場合は、その間の加入手続きが必要です。
- 国民年金の制度には、将来受給できる老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金などがあり、国民年金の加入もれや保険料の未納となってしまうと、年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。

保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください。

- 離職後、納付が困難な場合は、別途申請をいただくことにより全額免除または一部免除(失業による特例認定)を受けられることがあります。
※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。
- 若年層(20歳代)の方を対象とした保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。
- 学生の方を対象とした学生納付特例制度もあります。

国民年金の加入手続きをされる場合や、申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。



お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0121

年度始めは、書類提出が多い時期です。関係機関に書類をご提出する前にご確認ください。

協会けんぽで扱っている主な提出書類

健康保険の給付金に関するもの

- 傷病手当金支給申請書
- 出産手当金支給申請書
- 限度額適用認定申請書
- 高額療養費支給申請書 等



健診に関するもの

- 生活習慣病予防健診申込書 等

健康保険証等の再発行に関するもの

- 被保険者証再交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書 等

健康保険の任意継続に関するもの

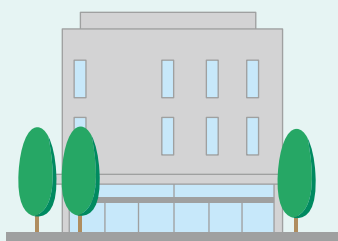
- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書 等



ご提出先を間違わないよう
ご注意ください



協会けんぽ

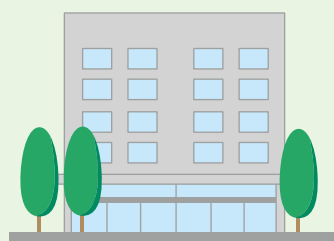


郵送先

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル2F

協会けんぽ佐賀支部 あて

日本年金機構



※日本年金機構では、年金に関する書類の他に下記のものを取扱っております(一例)。

- 被保険者資格取得届(従業員様の採用時にご提出)
- 被保険者資格喪失届(従業員様の退職時等にご提出)等

ご提出先にはくれぐれもご注意ください

例えば、「傷病手当金支給申請書」を協会けんぽではなく、日本年金機構にご提出された場合、給付金のお支払いが遅れてしまう原因となります。

- 医療機関等を受診する際は、保険証をその都度必ず提示しましょう。
- 保険証は退職日の翌日以降使用できません。退職時はすみやかに事業所へご返却ください。

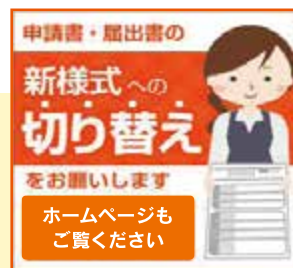
申請書・届出書は『新様式』で

協会けんぽでは、申請いただいた傷病手当金等の給付金を少しでも早くお支払いしたいと考えています。旧様式での申請は、新様式と比べ、お支払いに時間を要する場合があります。

ご注意!

申請書や領収書、出勤簿の写し等の添付書類は、当協会での受付システム上、1枚ずつにする必要がありますので

**ご提出される際は申請書本体、添付書類を…
×「のりづけ」しないでください。**



●新しい申請書・届出書は、下記アドレスのホームページからダウンロードしていただくか、協会けんぽへお問合わせいただければ郵送いたします。 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g5/cat550/sb5020/info260925>

健康保険関連の情報を逐一知りたいけど、その都度調べる暇もないし…

協会けんぽのメールマガジンに登録ください!

毎月1回、協会けんぽから、健康保険に関する様々な情報や、当支部の保健師・管理栄養士からの健康お役立ち情報を提供しております。

登録方法

佐賀支部のホームページにアクセス。

協会けんぽ 佐賀 検索

佐賀支部のトップページ中段右側のメールマガジンのアイコンをクリック!

「メールマガジンの内容と登録方法」のページの下段の**新規登録**をクリック!

「利用規約」を読み、メールアドレスなど必要事項を入力します。**「登録完了メール」**が届いたら、完了です。

毎月1回配信のメールマガジンでお役立ち情報を無料でお届けします!ご登録はこちらから

クリック!



新規登録

クリック!



事業主様または総務担当者様向けの情報も配信しております

例えば平成27年度の保険料率が決定された場合、速やかにメールマガジン臨時号としてお伝えします!
協会けんぽへ電話等でお問合わせする手間が省けます!



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階
TEL 0952-27-0611 (代表)



平成
27
年度

社会保険事務講習会のごあんない

入社・退社時の手続き

入社時、退職時の社会保険・雇用保険の主な手続きや
記入の仕方について学びます。

講師 ● 社会保険労務士

地区	日程	会場
武雄会場	平成27年4月17日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐津会場	平成27年4月20日(月)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
佐賀会場	平成27年4月21日(火)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
鳥栖会場	平成27年4月24日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)

実施時間(各会場共通) ▶ 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加費

会員事業所は無料

(但し、平成26年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場・日時	(武雄 ・ 唐津 ・ 佐賀 ・ 鳥栖) 会場 / 平成 年 月 日 ()		
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 TEL:		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

社会保険委員会(佐賀・武雄) ボウリング大会

平成27年1月18日ラウンドワン(佐賀市)、平成27年2月1日メリーランドタケオボール(武雄市)において、被保険者の皆様方の健康保持増進を図るため、健康づくり事業の一環としてボウリング大会(社会保険協会共催)が開催されました。



■ 佐賀社会保険委員会・8チーム参加
優勝 (有)木村組A
準優勝 JAライフサポート佐賀B
第3位 日本住宅設備(株)Team274



■ 武雄社会保険委員会・11チーム参加
優勝 祐徳自動車(株)
準優勝 祐徳薬品A
第3位 株式会社カレンA

義務化
されます

「ストレスチェック制度」研修会

労働安全衛生法が改正され、平成27年12月1日から、労働者数50人以上の事業場で義務化(50人未満努力義務)される「ストレスチェック」制度についての研修会です。「ストレスチェック」とは、事業主が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査です。

お問合せ・申込は **電話・ホームページからどうぞ**

**(独)労働者健康福祉機構
佐賀産業保健総合支援センター**

※当センターは労災保険料を原資とした厚生労働省の「産業保健活動総合支援事業」を実施している公的機関です。

TEL (0952)41-1888 FAX (0952)41-1887
<http://sanpo41.jp/>

日時 **平成27年3月18日(水)**

開演 **13:30** 閉演 **16:30**

13:30~ ①制度(改正法)概要

14:40~ ②詳細・最新情報等
~16:30

場所 **アバンセ1Fホール**

対象 **事業主・担当者ほか**
(定員300名)

無料

主催/
(独)労働者健康福祉機構

平成27年4月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 (予約)	2	3 伊万里市役所 (予約)	4
5	6 延長相談 19時まで	7 鹿島市民会館 (予約)	8 有田町役場 東庁舎 (予約)	9	10 伊万里市役所 (予約)	11 年金事務所 休日相談日 (予約)
12	13 延長相談 19時まで	14 基山町役場 (予約)	15 多久市役所 (予約)	16	17 伊万里市役所 (予約)	18
19/26	20/27 延長相談 19時まで	21 鹿島市民会館(予約) 28 基山町役場(予約)	22 有田町役場 本庁舎(予約) 29	23/30	24 伊万里市役所 (予約)	25

出張相談 予約制

出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～16:00 (予定)	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けております。
※希望される日の前日までにお申込ください。

- 予約申込先
- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
 - 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
 - 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

平成27年1月1日 佐賀事務センターは廃止され 福岡広域事務センターとなりました

日本年金機構における各種届書の審査・入力・決定事務等は、各都道府県事務センターで行っています。
この度、一層の事務の効率化及び標準化を進めるため、福岡事務センターと佐賀事務センターを統合いたしました。
これに伴い、届書の送付先が変更になるとともに、日本年金機構からの照会については下記広域事務センターより行いますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

新名称 ・ 新所在地	名称	日本年金機構 福岡広域事務センター
	所在地	〒812-8579 福岡市博多区博多駅前2丁目10-19 福岡ファッションビル2階

届書の送付について

これまで佐賀事務センターへ送付いただいていた各種届書については、**今後は福岡広域事務センターへ送付してください。**

※福岡広域事務センターはこれまでの事務センターと同じく郵送のみの受付となります。なお、届書作成や制度についてのご相談は年金事務所へお問い合わせください。
※電子申請(e-Gov)を利用した届出については、提出先に変更はありません。(現行と同様に、××年金事務所(佐賀事務センター)を選択してください。)

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。
平成27年3月分保険料の
納付期限は**平成27年4月30日(木)**です。